

Title	ジョン・ロックの哲学と其経済学説との交渉 (一)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.8 (1919. 8) ,p.1003(51)- 1034(82)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190801-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

からざる一方に、外國より多額の金貨流入し來れる結果にして、事情自ら異なる可き將來に於て、如何なる事實を生ずるに至るやは、遽に之を豫測する能はざるなり。

前論の稿を脱したる後、偶、日本銀行より合衆國ポストン市所在第一ナショナル、ル、コーポレーションの出版したる「手形引受業務」に關する小冊子を受領したるが、同冊子に據れば、最近地方割引市場に於て、期限九十日以内の各種引受手形に對する割引歩合は左表の如くなりと云ふ。

1、	紐育、ポストン、費府の第一流出資銀行（出資銀行の裏書あるもの）	四分	$\frac{1}{8}$
2、	紐育、ポストン、費府の第一流出資銀行（裏書なきもの）	四	$\frac{3}{16}$
3、	紐育、ポストン、費府其他都會の出資銀行（紐育ポストンに於て支拂はる可きもの）	四	$\frac{1}{4}$
4、	出資外の銀行并に私人銀行（紐育、ポストンに於て支拂はる可きもの）	四	$\frac{5}{16}$
5、	第一流引受商業手形（銀行の裏書あるもの）	四	$\frac{3}{4}$

ジョン・ロックの哲學と其經濟學說との交渉 (二)

高橋 誠 一 郎

英國に於ける君主專制政治の企圖は終に失敗を以て終れり。主權に對する君主並に議會の主張の間に存したる長き争闘は一千六百八十八年頑迷なる Stuart 王家の廢位並に William 及び Mary の即位に由りて決定的と爲れる解決を以て倏忽として終熄せり。王冠が現實に其舊戴用者より新戴用者に移されたる經過に於て、又其經過をして有効のものたらしめたる立法に於て、長く相闘ひつゝありし王權主義に對する議會主義の勝利は全然明白と爲るに至れり。斯くの如くして遂に英國王が英國民の服従を要求するの權利は獨り議會に依りてのみ修正するを得可く、獨り議會に依りてのみ免黜し得らる可き司法官に依りて適用せられたる法の支配に對して全然從屬す可きものなること、並に國用に充つるが爲に要求せ

られたる人民の課税は獨り人民の代表者に依りて決定せられ得可きこと確然たるに至れり。不正規に組織せられたるも、而も明かに代表的なりし主要なる政治家の會議は Orange 公と其公妃とをして王位に即かしむるの事務を處理したり、而して議會の名と職務とを取れる同會議は茲に又最も明瞭なる言辭を以て王權に對する制限を置ける諸法規を制定せり。一千六百八十九年の權利條例(Bill of Rights)に據りて議會の議決なくして法の執行を停止若しくは中止するの權能及び租税を賦課するの權能は共に不法なりと宣言せられたり、而して曩に政府反對の地位に在りし Whig 黨に依り國王に對して市民の爲に要求せられたる幾多の權利は正式に保證せられたり。加之、同條例は William 及び Mary を以て王權の所有者たる可く宣言し、斯くて彼等の權原をして明かに議會の指名に發するものたらしめ、英國王は神權に由りて其位を保有するものにして、人民の選舉に依るものに非ずと做すの説は遂に事實の上に於て破れたり。而して彼等が王位を享有するは縱令文字の上には表明せられざるも、少くも疑問の餘地なき包意に由りて、同條例の定限せる權利及び自由の維持を條件とせるものと爲れり。

他方に於て、一千六百七十三年の宣誓法(Sole Act)は猶撤廢せらるゝに至らず、信教自由の原則は未だ承認せられざるのみならず、加特力教徒に對し最も巧妙なる壓迫を加へたる諸法制の續發に由りて明かに排斥せられたり。然れども權利條例と殆ど同時に Whig 黨の動議に依りて議會を通過せる異教寛恕法(Toleration Act)に由り、新教の非國教徒に對しては幾分讓歩の傾向を示し、斯くて信教の自由は少くも新教徒に對しては國法上不安定ながら其立脚地を取得せるなり(Sidgwick, The Development of European Polity, 1903, p. 356, Dunning, A History of Political Theories from Luther to Montesquieu, 1905, pp. 339-340)。斯くの如くして第十七世紀を通じて英國を困惱せしめつゝありし宗教問題の解決亦漸く其曙光を認めんとしづゝありしなり。

John Locke(一千六百三十二年八月二十九日生—一千七百〇四年十月廿八日死)は實に此「光榮革命」の哲學者にして又其説明者なりき。彼が Two Treatises of Government は純然たる科學的形態に於て此長き争鬭の重大なる終結を是認す可き一般政治學說を體現せるものなり。而して彼が Letter concerning Toleration. は縱令當時の情況が勝ち誇れる革命黨に依りて採用せらるゝを許さざりしものなりしと雖、而も

彼が正當と認めたる教會及び國家間に於ける特殊の關係に關する理論を表明するものなり(本書は初、一千六百八十九年 Epistola de Tolerantia. と題し匿名を以て和蘭に於て出版せられ、彼が同國流寓中に親交を締したる Amsterdam の「抗論派」即ち Arminius 派の學林教授 Philip van Limborch に寄語せられ、和蘭及び佛蘭西文に翻譯せられたる後、William Popple に依りて英譯せられたり)。一千六百九十年の初に世に出でたる(印刷の免許を受けたるは前年八月二十三日) Two Treatises. の前編は正に A. Gernon Sydney (或は Sidney) が Discourses concerning Government. 中に用ひたる方法に従ひ、逐次「Sir Robert Filmer 及び其學徒の謬妄の原則及び根據を暴露し、而して之を顛覆せしめしもの、後編は國政の真正なる始源、範圍及び終局に關する論篇にして、國家及び統治の系統的構成的なる理論を表出するに於て、遂かに Sydney を凌駕しつゝあるなり(同書表題参照)。

Filmer(一千五百九十年生—一千六百五十二年死)が Patriarcha, or the Natural Power of Kings. の稿は凡そ一千六百四十二年の交に於て成りしものなるが、久しく寫本として流布し、一千六百八十年を以て初めて上梓せられたり。實に著者の死後二十七年にして「Whigs 黨革命」を導ける軋轢が正に其端を發しつゝありし時なり。Filmer は國王神權の教義を援護し、獨り國內の Whigs のみならず、Robert Bellarmine 及び Francisco Suarez の如き羅馬教徒を抱有する「人類自然の自由」を主張する者に對して、父權的國家説を提唱せるものなり。政治的權威の究竟原則は本原的平等の原則又は國家設立の契約に非ず。神が創造の計畫に於ては、有ゆる世上の支配權、即ち人及び物を支配する至上權は悉く單一種のものなり。總ての人は生れながらにして其親に從屬す、而して國王の權威は父性のそれに基礎を有す。政治的及び經濟的(家政的)權威の間には何等の相違存することなし。這個の支配權は創造に際し神によりて全部全體として Adam に授與せられ、而して其儘彼の後裔に讓渡せられたり。Adam の家族が人類の全體を構成せるの時、彼によりて其家族の上に行使せられたる家長的の權威は實に神の直接の賦與に係る許可を有せる唯一無二の權威なりしなり。そは人類の始期を一貫して行はれたる所にして、又此世界が大洪水の後、Noah の諸子の間に分配せらるゝの基礎を成せり。總て上世の諸王は悉く皆家族の父長にして、家族に屬する有ゆる人々及び財産の上に獨有にして無

制限なる力を所有せり。後世に至り、國王と臣民との間に於ける家父的關係は消滅せりと雖、而も這般の事實は治者によりて所有せられたる權力の性質に何等の變化を生せしめたることなし。上世の家長によりて行使せられたる無制限なる支配權は國王が自然的權力の典型なり、そは神の命令に、又普遍なる有形的事實即ち父性に、而して又人類の信憑す可き歴史に基礎を有する唯一種の權威なり。恰も Adam が專制君主たりしが如く、爾後の君主は總て皆專制君主なり、彼等は法律の上に超越す。Filmer は上世の諸王が悉く皆家長なりし的事实を聖史並に俗史に基きて斷定せり。希臘より Troya 戦争に赴ける七十王、Caesar が Gaul に於て發見したる多數の王、並に彼が英國の Kent 州に於て見出したる四王の如き有限なる領域内に於ける「聚多の國王」は正に王國が本來家族に過ぎざりしを示すものなりと (Patriarcha, I. 7. 本書は Henry Morley, Universal Library 版 Locke の Two Treatises と合卷せらる、1884. 2nd ed. 1887.)。彼は又相續の問題に言及して曰く、男子は「父の人格中に十分に包含せられたり」(Ibid.) 而して若し Adam 其人が猶生存し而して今や死に瀕せりとせば、必ず次の相續人たる或人の存在すること確實なる可く、而して何人が其

人たる可きやの知識は全く忘失せられたりと雖、而も此世に於て一人の外ある可らず」(Ibid., I. 9.)。尙著者の生前に出版せられたるものに Observations concerning the Original of Government, upon Mr. Hobs Leviathan, Mr. Milton against Salmasius, H. Grotius De Jure Belli, Mr. Hunton's Treatise of a Monarchy. 1652. あり。彼が當時に於ける天賦平等論、人民主權論、國家契約論及び國王が他の如何なる主權の受託者よりも專制的なりとの論に對する犀利なる駁論を見出すを得可し(前掲 Dunning, pp. 254-262. 参照)。Filmer の Patriarcha が再生したる一千六百八十年は實に Charles 二世の後年に於ける黨派的争鬪激甚を極めし時なり。國家若しくは教會に關する現在の制度を自由主義化せんとする Whigs 黨の有ゆる努力は悉く僧侶の執拗なる反抗に遭遇せり。極端なる尊王主義の歴史的郷土たる牛津大學は一千六百八十三年の會議に於て「君公の神聖なる人格、其國家及び政府、並に有ゆる人間社會に取りて有害なる一定の毒惡なる書籍及び嫌避す可き學說」の禁止を規定せり、而して這般の文書よりして直に當時に於ける Tory 黨の政綱趣旨を推知するを得可し。斯くの如くして禁壓せられたる學說中には國家統治の始源を或種の民約に求むるもの、國王

が神法、國法若しくは其他の法規を侵害せる場合に之に反抗する權利の各體様及び個人の自利に據りて自然の狀態及び國家の起源を説明する Hobbes の學説全部を算ふるを得可し。而して Filmer の學説を攻撃するに於て Locke の先驅を爲せる Algernon Sydney (一千六百二十二年生—一千六百八十三年死)は實に此時代に於て王權に對抗せる者の中最も學者的推理的なる資性を有したる人なりき。彼をして叛逆罪を以て死に就かしめたる(一千六百八十三年八月七日)一證據と爲れる其 Discourses concerning Government は一千六百八十八年の革命の後に至りて(一千六百八十九年)初めて出版せられたり。彼に據れば政治は人間により彼等自身の安固と利益との爲に創設せられたる制度にして、神或は自然の法規は人間の理性の歸結中に包含せられたりとの意味に於ける外、斯くの如き法規に基礎を有するものに非ず。權威は協定に依頼するものにして、人々を支配するの權威を保持する者は臣民が彼等自身の目的の爲に之を尊重するの合意を除きては其權力の行使に對して何等の基礎を有することなし。斯くて主權が人民に存するは否む可らざるの事實にして、そが君主の手中に存するか、若しくは或人々の集團に存するかを

問はず、統治權の行使は之を力制する庶民の支配に従屬す可きものなり。而して大體に於て君主政體は權威の設定せられたる目的に適合するものに非ざること、は之を Sidney の意見中に明確に認むるを得るも、而も彼は又他方に於て民主政體に對して嫌惡の念を抱懷せり。其選む所は明かに貴族政體にして、是實に古典的古代の感化を以て浸潤せられたる彼が思想の全精神と一致するものなり(本書は一千七百七十二年版其 Works 中に編入せらる。前掲 Dunning, pp. 342-344 參照)。

二

啓蒙の哲學が人間社會の大制度及び其歴史的推移に關して保持せんとせる根本的思想は半ば其自然科學的純正哲學に對する依從に由り、而して半ばは其特有的なる心理學的傾向に由りて既に之に對して指定せられたり。こは是等の制度に於て個人が活動の所産を見んとせるなり、而して是よりして一度斯くの如き一般的社會關係にして存在する時は、個人が是等のものより其満足を期待し得可き底の利益を抽出し、而して説明の一般的法式に於て、當該制度の「始源」に對する動因並に十分なる理由として之を取扱ひ、而も同時に又批評的見地よりして之が「價值」を

評定するの標準として、之を看做すの傾向を随伴せり。苟も人間によりて故意に創設せられたるものと看做されたるものは總て又そが果して眞に其所期を満しつゝあるや否やを明かにす可きものなりと思惟せられたり。這般の概念は先づ Hobbes によりて政治學的及び法學的方面に誘導せられたり(三田學會雜誌第十三卷第七號所載拙稿「トオマス・ホッブズの政治哲學中に見れたる經濟學說」參照)。國家は個人が相互に争鬪の状態に在り、而して身命及び財貨に對する恐怖に脅されつゝありし時、必要に堪へ兼ねて、彼等によりて構成せられたる其製作として現れたり。之が權利の全系統と共に、そは市民が上記の動機よりして互に締結せる契約の上に基礎を有するものと看做されたり。中世の後期に於て復活したるかの Epicurus 學派の契約說(既に Sophist の間に發達しつゝありし觀念を系統的に裝備せるもの)は唯名論(Nominalism)と共に近世哲學に傳來し、而して第十八世紀の全般に對して其影響を及せり。而も Hobbes が其上に打ち建てたる專制主義の不自然なる解釋は政治的事變の結果として次第次第に人民主權の學說に其地位を讓るに至れり。こは實に一千六百八十八年に於ける英國憲法の基礎に於て横る所にし

て、又 Locke が之を國家の三部、即ち立法部、執行部(executive)、行政及び司法を包含す)及び對外部(Federative: 宣戰及び講和、聯盟及び同盟並に國外の有ゆる人及び團體と總ての取引を爲すの權を意味す、Two Treatises, II. xii. § 146)の分立及び平衡に關する其學說中に與へたる理論的成形の基礎に於て存するものなり(Windelband, A History of Philosophy with especial reference to the Formation and Development of its Problems and Conceptions. Eng. trans. 1898. pp. 513-519)。

Locke 謂へらく、人は本來自由にして又平等なるものなり(Treatises, II. ii. § 4)。子女は之に對して生れ(Ibid., vi. § 55)成年は之を享有す(§ 59)。政治的社會は被治者の利益の爲に契約に因りて存在するものにして、治者の利益を以て其目的とするものに非ず(同)。自然の状態は之を支配する自然の法則を有す、自然法は有ゆる人類の平和及び維持並に他人の自由と矛盾するとなき自由を命ず(同、§ 6、§ 7)。人は未だ曾て斯くの如き自然の状態に在りしことなしと稱する者あらんか、彼は直に全世界を通じて有ゆる獨立の國家は其相互の關係に於て今猶自然の状態に在り、而して個々の人々は彼等自身の同意に由りて自己を一定の政治的社會の一

員たらしむるに至るまでは自然の状態に於て存するものなりと答ふ可し (§ 14. § 15)。然れども自然の状態は必ずしも常に Hobbes の想像するが如く「争闘の状態」に非ず。Locke によりて言ひ表されたる自然の状態は社會前の状態たるよりも寧ろ政治前の状態なり。そは人々が禽獸的相互抗敵の裡に生活するの状态に非ずして、平和と理性との支配する状態なり。そは決して無法の状態に非ず。即ち Locke は Hobbes の行へる自然法及び眞法の間に於ける截然たる區別を排斥すると共に、Grotius の學説に則り、自然の法則を以て人間自然の状態に於て其行爲を決定する定規の一體たるものと宣言せり。理性は實に自然法の通譯者にして、同法の下に在りては平等は人間相互の關係に於ける根本的事實なり。(Locke は恐らく其自然法の觀念を Grotius の *De Jure Belli ac Pacis*. 1625. と共に其學徒 Pufendorf の *De Jure Naturae et Gentium*. 1672. に負ふ所大なりしなる可し)。

社會は争闘をして不可能ならしむるが爲に存在す (§ 21)。而して争闘は社會の存在する以前に在りてさへ、縱令可能なりし雖、而も必然若しくは普遍ならざるなり。國民の自由が共通の支配に對する服従なるに反し、自然の自由は自然法

以外、他に何等の制限に服従することなきものなり (§ 22)。Locke は這般の基礎の上に、政治以前の状態に於ける各人に屬せる自然の諸權利に關する其學説を構成し、而して何が故に斯くの如き状態が不満足なるかを説明せんとするなり。是等自然の權利は「清教徒革命」の時代を通じて普通と爲れる様式、即ち「生命、自由及び財産」の下に總括せられたり。(より廣濶なる概括によりて、Locke は「財産」なる單一なる概念の下に、是等三個の名辭を悉く收集せんと試みたり。即ち「人は本來其財產即ち其生命、自由及び財産を保持するの力を有す」云々と稱し (§ 87.) 或は「吾人が財産なる概括的名称を以て呼ぶ彼等の生命、自由及び財産の相互的維持の爲に」云々と謂へるが如き是なり (§ 123)。他方に於て又此辭句は往々擴張せられて「健康」を包含し「生命、健康、自由、若しくは所有物」と謂ひ (§ 96)、或は「生命、自由、肉體の健康及び懦弱並に外物の所有」と稱せり (A Letter concerning Toleration)。

生命の保全は人間行爲の第一本原の動機なり、而して此目的に對して合理的に指導せられたるものは總て自然法に據りて有ゆる人の特權たるものなり。Locke は此點に於て Hobbes と一致せり。然れども Locke は自由に關して其先輩より離

れたり、即ち彼は之を以て個人の専恣不定以外の有ゆる支配よりの解除と觀ずして、自然法以外の有ゆる支配よりの解除なりと定義せり。斯くて此法則は人間の自由に對する制限に非ずして、其至要なる相伴者として認められたり、而して完全なる語義に於ける奴隸は單に自然法の侵犯に由りて自己を其保護より撤去したる者、即ち正當なる戰爭に於て捕虜と爲れる者の状態に外ならずと做せり(§ 23. § 24. XV. § 172. 參照)斯くて Locke は私有財産の合理的基礎を闡明するが爲に長き一章を割けり(前掲 Dunning, pp. 346-347.)。

自然法の下に於ける財産權は依りて以て生命の維持を助成す可き總ての外界物象に對する支配を意味す。財産權を論ずるに當りて Locke は先づ Filial の思想を論破するを以て念とせり、國王は Adam よりの系統を傳ふるに困りて有ゆる生物の上に支配權を有すと做すものは是なり(I. iv. II. v. § 25.)。神は此世を人々に共同に與へたり、而して神は又之を生存、及び便宜に取りて最善なる利益に使用せしむ可き理性を彼等に與へたり。土と總て其中に存するものとは人間の存在を支持し幸福ならしむるが爲に彼等に與へらる。而して土が自然に生産したる果實及

び其飼育したる獸類の總ては彼等が自然の自發的手技に由りて産出せられたるが故に人類に對して共同に歸屬し、而して總ての人は是等の物が斯く其自然の状態に在るが故に、固と其何物に就きても爾餘の人類を排除する私有權を有するとなきなり。而も仍是等のものは人々の使用の爲に與へられたるものにして、それが一定の用途に供せられ、若しくは或特殊の人に對し些少なりとも有利なるを得るの前に於て必然何等かの方法に於て之を擅有するの手段存せざる可らず(§ 26.)。土と有ゆる下位の生物とは總ての人に共有なりと雖、而も各個の人は彼自身の人格に所有權を有す、即ち何人も彼自身以外のものに對しては何等の權利を有することなし。吾人は彼が肉體の勞働と其双手の作業とは本然に彼のものなりと謂ふを得可し。然れば彼が自然の準備し、遺棄したる状態より移したる物は總て、彼が其勞働を之に混和し、彼自身に屬せる或物を之に接合し、而して是に由りて之を彼の所有物たらしめたるものなり。そは彼に依りて自然が之を置ける共同の状態より移されたるが故に、そは此勞働に由りて他人の共同權を排除せしむ可き之に添附せられたる或物を有するなり。此勞働は勞働者の疑ひなき所有物なる

が故に、少くとも其存在十分にして、又他に對して共同に委せられたる處に於ては此勞働が一度添加せられたる所のものに對して權利を有するを得るは彼を措きて他に存せざるなり(§ 31)。這般の勞働は私有と共有との間に區別を設くるものなり。そは總てに取りて共同の母たる自然の爲せる所のもの以上には是等の物に對して何物かを加へたり、斯くて是等の物は彼が私有と爲るなり。而も彼は是等の物を自己の所有たらしむ可き全人類の承認を有せざるが故に、彼が斯くて其私有たらしめたる物に對し何等の權利を有せざるに非ずや、萬人に對して共同に屬する所の物を斯く自己の物たらしむるは是強奪に非ずやと言ふ者ある可し。若し斯くの如き承認にして必要なりとせば、神が人に與ふる所、豊富なりしに拘らず、彼は既に餓死せしなる可し。吾人は今猶契約に由りて共有地として殘存せる處に在りては、所有權を設定せしむるものは共同なる物の一定部分を取得し、而して自然が之を遺棄したる状態より之を移すに在るを見るなり、是なくんば共有地は何等の用なきなり。而して其任意部分の取得は有ゆる共有權者の明示的同意に依るとなし。是等の物の存したる共同の状態より之を移したる我有たりし

勞働が是等の物に我所有權を確定したるなり(§ 32)。泉を走る水は有ゆる人の有なれども、而も水差に盛れるものは獨り之を汲み出したる者にのみ屬するの事實を誰か能く疑ふを得可き。彼の勞働は其共有たり、有ゆる自然の子等に平等に屬せる自然の手中より之を取得し、而して是に由りて之れを自己に擅有せしめたるなり(§ 33)。而して所有權を決定する人爲の諸法規を制定し増加せる文明人の間に於ても、從來共同なりし物に所有權を發生せしめたる此本原の自然法は猶效力を有しつゝあるなり。斯くて今猶海洋の魚は之を捕へたる者に屬するなり(§ 34)。

若し天産物の聚集は是等の物に對して權利を設定すとせば、如何なる者も其欲するが儘の高を獨占するを得可しと難する者ある可し。答へて曰く、然らず、是に由りて吾人に所有權を與へたる自然法は等しく又其所有權をも限定せり。神は吾人に總ての物を豊かに與へたり(¶ The vi. 17)とは靈感によりて確證せられたる理性の聲なり。而も彼は如何なる程度まで之を吾人に與へたるか。享樂は其限界なり。或者が其腐敗する以前に於て生活上何等かの利益に供用するを得る範圍に於て、彼は又其勞働によりて所有權を確定するを得可し、此程度を超えたる

ものは其分前以上にして、他の者に屬するものなり。彼は何物と雖、人をして朽腐又は破壊せしむるが爲に創造したることなし。斯くて此世界に於て久しく自然の資料豊富にして、浪費者の僅少なりしを思ひ、且つ或者が其勤勉によりて此資料を取得し、他人の損害に於て之を獨占するを得たるは極て其小部分にして、殊に理性によりて設定せられたる彼の使用に資す可きもの、限界内に留るに於ては、殆ど斯くの如くして確定せる所有權に關する紛紜若しくは争鬭の餘地存すること能はざりしなり(§31)。然れども今や主要なる財産物件は土地の果實及び其上に生息する獸類に非ずして、土地其者なるが、是に對する所有權も亦前者と等しく取得せられたるものなり。恰も一人が耕耘し、栽植し、改良し、培養し而して其所産を使用し得る限度に於て土地は其所有物たるなり。恰も亦彼は其勞働によりて之を共有地より圍繞す。而して有ゆる他の者も亦之に對して同等の權利を有するが故に、有ゆる其共同所有者、有ゆる人類の同意なくして彼は之を擅有し圍繞すること能はずとの論も亦彼の權利を無効ならしむることなかる可し。神は彼が世界を有ゆる人類に共同に與へたるの時、又之に對つて勞働す可きを命じたり、而し

て其境涯の窮困は彼よりして之を要求せり。神及び其理性は土地を開拓すること即ち生活の利益の爲に之を改良すること並に彼自身に屬する或物即ち彼の勞働を其上に使費することを命じたり。此神の命令に服從して土地の一定部分を開拓、耕作、播種せる者は斯くて他人が何等の權利を有することなく、又傷害することなくして彼より奪ふこと能はざるものを之に添加したるなり(§32)。

斯く土地を改良するに由りて其一定部分を擅有するは、土地が猶不足を告ぐるごとくなくして、依然十分に殘存し、而して未だ資格なき者が使用し得る以上に存在するが故に、如何なる他の人に對しても何等の損害たることなかりしなり(§33)。神は世界を人々に共同に與へたるも、而も彼等の利益と彼等が之より抽出し得る生活の最大便宜の爲に之を彼等に與へたるが故に、神は土地が常に共同荒蕪の狀態を持續す可きを欲したりと想像すること能はず。彼は之を勤勉にして理性ある者の使用に與へて、而して勞働は之に對する其權原たる可きものなりしなり(§34)。鬭を好み論争を事とする者の嗜好又は貪慾を滿すが爲に與ふることなし(§34)。然れども茲に注意せざる可らざるは勞働に基礎を置ける Locke の私有權説は彼

によりて獨り自然の狀態にのみ適用せられたることは是なり。貨幣と商業とを有する多數の人民を統治する或一定の國家に於ける共有地は、侵犯す可らざる契約即ち國法に依據して共同に委せらるゝものなるが故に、何人も有ゆる其共同權者の承認なくして其如何なる部分をも圍繞し若しくは擅有すること能はず。而してそは一定の人々に就きては共同なりと雖、總ての人類に對して然るに非ずして、特殊の州若しくは教區の共同財産たるなり。加之、斯くの如き圍繞の行はれたる後に於ては其殘餘は彼等が總て全體を使用し得たる際に全體の存したるに等しく爾餘の共同權者に對して十分なるものに非ざる可し。然るに世界の大共有地の始初及び最初の植民に於ては事情は全然之と相違せるなり。當時人を支配せる法則は寧ろ擅有を獎勵せるものなりしなり。神は勞働を命じたり、而して人の欲望は彼を驅つて勞働に赴かしめたり。そは彼が之を如何なる場所に定置するも彼より奪ふこと能ざる其財産なりしなり。是に由りて吾人は土地を開拓し耕作すると所有權を有するとは互に相關聯せるものなるを見るなり。即ち神は開拓を命ずるに由りて又其の範圍内に於て擅有するの權を與へたり、而して勞働及

び作業す可き資料を要求する人間生活の狀態は必然私的所有權を誘入するなり(§35.)。

自然は人々の勞働及び生活の便宜によりて克く財産の定規を設けたり。何人の勞働も總てを開拓し若しくは擅有すること能はず。又其享樂は一少部分以上を消費すること能はず。斯くて是に由りて如何なる人に取りても他の權利を侵害し若しくは其隣人の損害に對して自己に所有權を取得すること不可能なり。彼の隣人は他が其所有物を取り去りたる後と雖、尙其擅有せられざりし以前と等しく占有の餘地を有す可きなり。而して人類が遍く世界の各邊隅にまでも蔓延し、當初の少數を超過せること無限なる今日に於ても、尙且つ西班牙の如き國家に於てすら、人は彼が單に之を使用したるの外、他に何等の權原を有することなき土地の上に妨害を受くることなくして耕耘、播種、收穫するを許さる可しと確説するを聞く迄に、土地の廣袤は勞働なくんば價值極て尠きものなり。而も住民は却て忽諸に附せられ、従つて又荒廢せる土地に對する其勤勉によりて彼等の欲求する穀物の存在量を増加せる者に對して感謝す可きもの有るを認むるなり(§36.)。而

して其勞働によりて自己に土地を擅有せる者は人類共同の資料を減少することなくして、却て増加するものなり、即ち圍繞せられ耕作せられたる一畝の土地によりて生産せられたる人間生活の支持に資する糧食は共有未墾の状態にある同一沃度の土地の一畝より生ずるものに比し十倍の多きに達するが故なり。土地の私有以前に於て、其能ふが儘に野生の果實を収集し、野獸を屠殺、捕獲又は馴致せる者は是に由りて是等の物に對し所有權を取得せりと雖、而も若し是等の物にして其適當なる使用を見ずして彼の所有裡に空しく腐敗し去れりとせば、彼は自然の一般法則を侵犯せるものにして、當に責罰を受く可きものなり (§ 37)。同一の定規は土地の所有をも亦支配す。即ち或者に屬する圍繞地の草が立ち枯れと爲り又は其栽培地の果實が収集貯藏せられずして朽腐せりとせば、斯くの如き土地は縱令圍繞せられたりとするも、猶荒蕪地として見らる可く、他の如何なる者の所有とも爲り得可きものなり。斯くて Locke は聖史に據りて Abraham の時代に至るも猶、家畜と共に漂浪せる遊牧民が共同に其家畜を飼養するが爲に同一地に於て充分なる餘裕を見出すこと能はざるに至る迄は、少くとも土地の大部分は共同の状態に在りしものにして、住民は之に價值を認むることなく、又其使用し得る所のもの以上に毫も所有權を主張することなかりしを立證せり (§ 38)。

斯くて Adam の全世界に對する排他的所有權若しくは之より結果し來りたる或者の所有權を想定することなく、却て世界は人の子に對して共同に與へられたりと想像するに由りて、吾人は勞働が人々をして其私用の爲に之が各部分に對する特殊の權利を取得せしめ得たる所以を見るなり、茲に其權利を疑ふ可き何物もあることなく、又何等争鬭の餘地あることなきなり (§ 39)。斯くて勞働の所有が土地の共有に優るを得可きことも亦敢て異とするに足らざるなり。洵に有ゆる物の上に價值の相違を置くは勞働なり。同一地味の土地が耕作地たると共有地たるとに由りて生ずる相違を視る者は又勞働の投入が價值の最大部分を構成するの事實を發見するなる可し。人生に取りて有用なる土地の所産中其十分の九は勞働の成果なりと稱するも極て内曲の計算に過ぎず、否寧ろ吾人に依りて使用せらるる物に就き、之に要したる諸般の費用中、全然自然に歸す可きものと、勞働に歸す可きものとを計算せば、其大多數中百分の九十九は總て皆後者に歸す可きも

のなるを知る可し (§ 40.)。豊沃なる土地に富むも、之に對する勞働の投入を缺ける亞米利加諸國の貧困なる生活状態に想到せば、蓋し思半ばに過ぐるものあらん (§ 41.)。こは實に人口の夥多が領土の廣大に比して優れる所以、所有地の増加及び之を使用するの權利が統治の重要なる方策たること、並に確定せる自由の諸法規に據ると等しく、敬聖なる可き君主が權力の壓迫及び黨派的偏狹に對して人類の忠直なる勤勉に向つて保護獎勵を確保するが爲に、輒もすれば其隣人に對して苛酷に過ぎんとする所以を明にするものなり (§ 42.)。

英國に於て二十ブッシュルの小麥を生ずる一瓩の土地と同一の農耕を以てせば同一の收穫を舉げ得可き亞米利加に於ける他の一瓩の土地は疑もなく同一自然の内在的價值を有するものなり、而も尙人類が前者より一ヶ年内に受くる利益は五磅に相當し、而して若し或印度人が後者より受くる有ゆる利潤にして評價せられ、英國に於て賣却せらる可しとせば、之より受くる利益は恐らく一片ペニーをも價せざる可し。是に於て乎、土地に對して價值の最大部分を置くものは勞働なり、勞働なくんば土地は殆ど何物をも價するとなかる可きを知らん。吾人は土地の有ゆる有

用なる所産の最大部分を直接及び間接の勞働に負ふものなり、自然及び土地は殆ど價値なき資料を供給するに過ぎず (§ 43.)。是に由りて之を觀れば自然の諸物は共同に賦與せられたりと雖、尙人は彼自身の主人にして、又彼自身の人格及び其行爲若しくは勞働の所有者たるに由りて、常に彼自身の内に所有權の大根柢を有したるなり。而して發見及び技術が生活の便宜を増加したる時、彼が其の存在の支持若しくは快適に充てたる物の大部分を組成するものは完全に彼自身に屬せるものにして、他に對して共同に屬することなかりしものなり (§ 44.)。

人間は最初大體に於て、人力の助を借らざる自然が其必要に對して提供する所の物を以て自ら満足せり。而して其後に至り、人民及び物資の増加が貨幣の使用と相俟つて土地を稀少ならしめ、斯くて幾分の價值あらしめたる世界の或部分に於ては幾多の社會は其特殊領域の境界を決定し、其内部の法規を以て彼等の社會に屬する私人の所有權を制規し、斯くて契約及び合意に由りて勞働及び勤勉の創始せる所有權を決定し、而して幾多の國家及び王國の間に締結せられたる聯盟は、明示又は默示を以て他の所有に係る土地に對する總ての主張及び權利を否認し、

共同の承認に由りて、本來彼等が是等の國々に對して有したる其自然の共同權に對する自己の要求を拋棄し、斯くて積極の合意に由りて、世界の特殊地方及び部分に於ける彼等自身の間に於ける所有權を決定せりと雖、而も猶廣大なる面積の土地は其住民が他の人類と等しく彼等に共通なる貨幣の使用を承認することなきが爲に荒蕪の状態に委せられ、而して其上に居住する人民が利用し若しくは利用するを得る以上に存在するを發見するなる可し。而も斯くの如きは貨幣の使用を承認せる人類の間に生ずること極めて稀なり (§ 45)。

事實人生に取りて有用なる物件の大部分及び今日の亞米利加人と等しく世界最初の共同權者をして追求せしめたる生存必要物件は一般に持續期間短少なるものなり。是等の物は使用に由りて消費せられざらんか、自ら朽廢し腐敗し去る底の物なり、金、銀及び金剛石は嗜好及び合意が實際の使用及び生活上必需の扶助以上に價値を置ける物なり。而して既述の如く自然が共同に供給したる是等有用物件に就き、各人は其使用し得る限度に於て權利を有し、其勞働を以て成就し得たる總てのものに就きて所有權を有せしなり。彼は單に是等の物の腐敗する以

前に於て之を使用することを念とせざる、可らず、然らずんば彼は其配分以上を取得せるものにして、他に屬する物を掠奪せるなり。而して實に彼が使用するを得る以上を蓄積するは不正直なると同時に又痴愚の行爲たりしなり。若し彼にして或他の者に其一部を譲渡せりとせば、そは彼の所有裡に空しく朽廢することなきが故に、彼は又是等のものを使用せるなり。而して彼にして若し存續期間短少なる物を以て更に其長大なる物若しくは永遠なる物と交換せりとせば、彼は何物も其手中に在りて空しく朽廢することなき限り、何等の毀損を行ひ、共同の資料を浪費し、又は他人に屬する財の配分の如何なる部分をも破壊することなきなり。即ち彼が正當なる財産に對する限界の過超は其所有の多大なるに存せずして、其所有裡に空しく朽廢するものあるに在るなり (§ 46)。

斯くて人々が腐敗することなくして保存するを得可く、又相互の協定に由りて真に有用なるも、而も朽廢す可き生活支持の資料に代へて彼等が取得す可き一定の永續的物件、即ち貨幣の使用行はるゝに至るなり (§ 47)。而して種々なる勤勉の程度は種々なる割合に於て人々に所有産を與ふるの傾向あるが故に、這個貨幣

の發明は之を維持し擴大するの機會を彼等に與へたり。永續、稀少にして貨幣たるに足る物件なき孤立國に於ては、廣大なる土地を圍繞するの價值なく、自己及び其家族の生活に取りて有用なる物件を供給する以上のものは總て之を再び自然の荒漠たる共同地に歸せしむるなる可し(§ 40)。而も其隣人の間に貨幣の用と價值とを有する或物を見出さんか、汝は同一の人が直に其所有産を擴大し始む可きを見る可し(§ 41)。然れども金及び銀は食料、衣料及び車馬に比し、人生に有用なること極めて鮮少にして、單に人々の協定に基きて其價值を有するが故に(是に就きても勞働は猶大部分に於て定規たるなり)、人々(第二版「人々の協定」)が地球の不權衡にして不等なる所有に同意せるものなること明かなり。即ち彼等は暗黙任意の協定に由り過剰と交換して何人をも傷ふことなくして貯藏せられ得可き金銀を受理するに依り、彼が自ら其所産を使用し得る以上の土地を正當に所有し得る所以の道を發見したるが故なり、蓋し是等の金屬は所有者の手中に於て腐敗又は朽廢すること非ざればなり。人々が斯く不平等(第四版は「平等」と作せり、恐らくは誤植なる可し)なる私的所有に物を分つことを實行し得可きものたらしめたるは

社會の限界を離れ、契約なくして、單に金及び銀に價值を設定し、而して暗黙に貨幣の使用に同意せるに由るものなり(是Lockeは貨幣の創始を以て人類の國家的結合の結果に非ずして、之より獨立せるものと觀たるなり)。即ち國家に於ては法規が財産權を制規し、而して土地の所有は人爲の制度に由りて決定せらるゝが故なり(§ 50)。第二版の章句は殊に本項に於て多大なる相違を認むるも、今姑く、一千七百四十年版全集及び一千八百二十三年の改訂新版同集に據る。斯くて個人は本來孰れの社會に自己を結合せしむ可きや又如何なる國家の支配下に自己を置く可きやを選擇は自由なりと雖、彼は自ら其一員と爲り又其一員として存する一定の國家に於ける財産法規に服従す可きものなり(VI. § 73. 參照)。是に於て乎這個實際的財産權の基礎として「協定」を承認すると、統治は廣義に於ける「財産」を擁護するが爲に存立すと做す其學說(X. § 123. 並に A Letter concerning Toleration. 參照)との間には幾分の矛盾あるに似たり。然れども彼に向つて若し這般の撞着を指摘する者ありしならんには、Lockeは疑もなく、其常に行へるが如く「自然法」の語法より功利主義的思量に移るに由りて之を解決したるなる可し。Lockeは單に共同の利

益の爲に變更し得可き、確立不動の法規の利益を専制政治に對して證明せんと試みたるのみ (x. § 137.)。

斯くて吾人は勞働が最初に自然の共有物に所有の權原を創始し得たる所以並に吾人の使用に對する其使費が之を限定したる所以を認むること極めて容易なる可しと思惟す。然らば即ち權利に就きて争ふの理由もなく、又其與へたる所有の大に就きても何等疑義の存するとあり得ざるなり。權利と便宜とは其歩を共にせり、即ち或人が其勞働を適用し得たる總てに對して權利を有したると等しく、彼は其使用するを得る以上のものに對して勞働す可き何等の誘惑を感ぜざりしなり。斯くて權利に關する論争、若しくは他人の權利に對する侵害の餘地を残すことなく、或人が自己に對して如何なる取分を分切せるやは容易に認めらる可く、而して自己の爲に過剰に分切し、若しくは其必要とする以上に取得するは不正直なると等しく、又無用なりしなり (§ 51.)。Locke 自身が此想定せられたる自然の状態を説明するに當りて使用せる言辭は頗る穩和のものなりしと雖、而も彼は疑もななく、自然の状態は神の御代なりと稱したる詩人 Pope が Essay on Man (1733.) 及び Rousseau

が Disc. sur . . . l'Inégalité (1754.) 中に發見せらるゝ自然状態の理想化に對して其路を開けるものなり。Physiocrates 及び Adam Smith によりて驅使せられたる自然の觀念亦之を Locke の影響に求むるを得可し。財産權に關する彼の學說は或は無政府主義的結論に對する前提たらしむるを得可しと雖、而も彼自身は毫も斯くの如き方法に於て之を適用せんとすることなかりしなり。彼は最も善く「法のなき所に自由なき」を知悉せるなり (vi. § 57.)。 (Ritchie, art. on "Locke's Theory of Property," in the Economic Review, January, 1891.)。

政治社會の主たる目的は財産權の擁護なり、其の市民は自己に對する判官たり、又執行者たる可き權力を拋棄して國家の統治權を承認し、「自然の状態」を脱して、相互の協定及び契約に依りて、多數の決意に服従する「國家」の状態に入るなり (viii.)。洵に自然の法則は總ての理性ある動物に取りて明白なりと雖、人は自己の案件に對して之を適用する場合には偏頗たるの虞あり。政治的社會は彼等の爲に正否の標準たる可き確定不變の法規を設け、公平不偏なる法術並に其宣告を執行するの權力を備ふるなり (ix, § 124. § 125. § 126.)。苟も理性を有する動物は其状態をし

て不利ならしむるが爲に之を變更することなく、必ず之を有利ならしむるが爲に行ふものなれば、之が創設の目的は共同の利益に存するなり (§ 131)。斯くの如くして結果し來るものは國家 (Commonwealth) なり。國家なる言葉は都市若しくは社會と同一なる意義を有するものに非ず (§ 133)。社會は國家と同一に非ずと雖、而も國家的統治の崩壊せる所に於ては社會は混亂せる群衆と化す。斯くの如き國家の敗壞滅亡は唯一眞個の叛亂なり、財産平和及び結合を擁護するが爲めに誘入せられたる法規の支配に對抗して復も一度排除せる強力を用ふる者は眞に rebellare する者、即ち争闘 (Bellum) の状態に復歸せしむる者 (rebellantes) にして之に對する抗拒は當に合法なるものなり (§ 226)。是に由りて觀るに Rousseau を以て君主に對する謀反は決して叛亂に非ずと主張せる最初の論者なりと做せる SAGE の言 (Die Philosophie des Rechts. 1830-37. I. S. 297.) の正しからざるを知る可し。彼は叛亂の一原因を以て壓迫に在りと觀たり (A Letter concerning Toleration)。之を抑制する最良の方法は善政に存するなり、治者も亦被治者と等しく之に對して責を有することある可きなり (Treatises. II. xix § 229. § 230.)。 (Bonar, Philosophy and Political Economy in some of their Historical Relations, 1893. pp. 99-100. 參照)。

中立船内の敵貨と敵船内の中立貨 (三)

板倉卓造

五

中立船内に發見せられたる敵國貨物が敵に屬する故を以て交戦國一方の軍艦は之を拿捕するを得ること多年 Consolato del mare の主義としたる所なるに反し一六〇四年を以て土耳其帝と佛國王との間に締結せられたる新條約が「佛國船舶に搭載せられたる貨物にして土耳其政府の敵に屬するものは其敵に屬するの故を以て之を拿捕せらるゝことなし」との新主義を認めたる以來、諸國間の新條約は續々此新例に従ひ所謂「自由船自由貨」の最初の原則を承認したり。是れ後に至り一八五六年の巴里宣言を以て確定せられたる現行慣例の基礎を爲すものなるが當時この新主義の認められたるは單に條約の空文たるに止まり諸國は其國內法規に依り依然 Consolato del mare の貨主々義を固守するのみならず時として之よりも